

## 22 交通機関の運行停止時の対応について

登校時に通常利用している公共交通機関が利用区間内で運転を見合わせている場合（計画運休を含む）は自宅待機とし、運転再開後は安全に充分配慮しながら登校する。※該当しない生徒は通常通り、安全に充分配慮しながら登校する。※上記以外の対応等については、学校 HP または学校・家庭連絡システムで指示をする。

平成 11 年 12 月 2 日制定

平成 25 年 6 月 27 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正